

申請受付を開始します

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金



消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、市では臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を行います。
各給付金の申請受付を7月23日(水)より開始しますので、手続きをお願いいたします。

申請受付期間

7月23日(水)

平成27年1月23日(金)

申請受付期間内に申請がなかった場合、各給付金の受給は辞退されたものとみなしますので、必ず期間内に手続きをお願いいたします。

申請書類の発送時期

申請書類は、給付の対象の可能性のある方に郵送させていただきます。

※申請書が届いた方が、必ず給付を受けられるものではありません。

※給付の対象の可能性については、次ページの「対象者診断チャート」を参照してください。

臨時福祉給付金の申請書

申請書の郵送時期が①と②の場合で異なります。

①世帯員全員が平成26年度分の市民税が課税されていない世帯

発送先 世帯主

発送時期 7月22日(火)までに郵送

②世帯の中に平成26年度分の市民税が課税されていない世帯員と課税されている世帯員がいる世帯

発送先 世帯主が課税されていない

場合は世帯主

世帯主が課税されている場合は各世帯員

発送先

発送時期 準備が整い次第郵送(9月初旬を予定)

子育て世帯臨時特例給付金の申請書

発送先 平成26年1月分の児童手当の受給者

※**発送時期** 7月22日(火)までに郵送

※公務員の方は、各所属庁から別途申請書および児童手当(特例給付)受給状況証明書が配付されます(高山市からの申請書の送付はありません)。

※臨時福祉給付金の対象となる場合は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象外となります。

申請書の記載事項

申請書郵送時に、「申請に関する留意事項」および「記載例」を同封しますので、それらの資料をよくお読みいただき、

手続きをお願いします。

また、申請には、本人確認書類(公的身分証明書の写し)や、振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)などの添付が必要になりますので、申請書や同封資料をご確認ください。

各給付金の給付

申請書の提出後、記載内容や添付書類、給付要件などを審査させていただきます。給付の可否を決定し通知します。決定後、指定された口座へ給付金を振込みます。

申請書の提出方法

同封の返信用封筒にて郵送していただくか、市役所本庁または各支所窓口にご提出ください。

なお、窓口申請の受付会場および受付時間は次のとおりです。

期日 7月23日(水)～平成27年1月23日(金) (土日祝日、年末年始を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 **本庁**: 7月23日(水)～8月22日(金)

市役所地下001会議室(花岡町2)

8月25日(月)～平成27年1月23日(金)

●臨時福祉給付金は福祉課(市役所1階)

●子育て世帯臨時特例給付金は

子育て支援課(市役所1階)

支所: 7月23日(水)～平成27年1月23日(金) 各支所地域振興課

窓口延長(本庁のみ)

7月23日(水)～8月22日(金)の期間内の木曜日に限り、

午後7時まで

休日窓口(本庁のみ)

7月26日(土)、7月27日(日)、8月9日(土)、8月10日(日)

※開設時間は午前9時～午後4時です

●臨時福祉給付金に関すること
福祉課 ☎35-3357

●子育て世帯臨時特例給付金に関すること
子育て支援課 ☎35-3359

問合先